

2 課題に対する対応策

- (1) 県教育委員会は市町村学校教育、社会教育関係者に対し、校庭開放事業の必要性について理解を深めるよう努力すること。
- (2) 校庭開放事業については、学校当局者は学校の施設・設備の管理責任を負わないものとし、市町村教育委員会が、その実施主体として、業務の組織を整備すること。
- (3) PTA、子供会育成会、青年団体等社会教育関係団体は教育委員会に協力し、集団遊びの指導、指導員の提供等の協力を行うこと。
- (4) 県は校庭開放事業に対する設備、用具等の県費補助の財政措置をすること。
- (5) 市町村は施設の開放についてこれを要する経費の財政的措置を講ずること。
- (6) 教員は青少年の各種活動について優れた指導力をもっているものが多い。これら教員が青少年教育に対する理解を深め、民間有志指導者として青少年の社会教育活動に積極的に参加することを奨励する必要がある。

4章 社会教育センターの建設について

1 現状と課題

- (1) 社会教育審議会は、昭和49年6月24日「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」答申した。

この答申のなかで次のような指摘がある。

県は市町村の社会教育活動を振興するため、社会教育に関し

- ① 情報の提供
- ② 学習等に関する相談
- ③ 学習方法や教材の開発及び提供
- ④ モデル事業の実施
- ⑤ 研修の実施

等の事業を行うとともに、社会教育関係者の交歓を行うための社会教育センターを設置し、公民館長、社会教育主事等の専門的研修に役立てる施設として設置する必要がある。

- (2) 県には教育センターがあり、学校教職員の研修施設として完備しているが、社会教育についての研修施設がなく、社会教育関係者の研修に支障をきたしている。本県における社会教育関係職員及び関係者数は下表のとおりである。

① 社会教育関係職員 (49.10.1)

職 名	人 数
公 民 館 長	396人
公 民 館 職 員	572
市 町 村 社 会 教 育 主 事	118
県 社 会 教 育 主 事	22
社 会 教 育 指 導 員	75
施 設 関 係 職 員	184
計	1,367人

② 社会教育関係者 (49.10.1)

職 名	人 数
県 社 会 教 育 委 員	20人
市 町 村 社 会 教 育 委 員	665
公 民 館 運 営 審 議 会 委 員	1,704
婦 人 青 年 教 育 指 導 員	23
体 育 指 導 員	1,095
計	3,507人

③ 学校教職員関係(公立学校) (49.5.1)

職 名	人 数
幼 稚 園 関 係 教 職 員	459人
小 学 校 関 係 教 職 員	8,524
中 学 校 関 係 教 職 員	5,386
高 等 学 校 関 係 教 職 員	4,108
特 殊 学 校 関 係 教 職 員	328
各 種 学 校	48
計	18,853人

社会教育関係職員、社会教育関係者は4,874名、学校教職員18,853名であり、その他各社会教育関係団体等の民間有志指導者の研修も含まれるので、施設利用者数は更に増大する。

2 課題に対する対応策

- (1) 県は市町村の社会教育活動を振興するため、社会教育センター(仮称)を設置し、公民館の館長及び主事、社会教育関係職員の専門的知識、技術の向上に役立てるよう早急に整備する必要がある。
- (2) 社会教育センター(仮称)の機能としては、①社会教育の情報の提供 ②学習相談 ③学習方法や教材の開発及び提供 ④研修の実施 ⑤モデル事業の実施 ⑥研究の実施 ⑦交歓の場、等の7つの機能を完備した施設が必要である。
- (3) 社会教育センターの事業内容としては、①研修部門 ②研修部門 ③事業部門 ④図書部門 ⑤管理部門等のそれぞれの事業が展開できるような、施設と専門指導者の設置が必要である。
- (4) 市町村教育委員会は、社会教育センターで実施する各研修事業に計画的派遣をする必要がある。